

令和3年度 第8回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年11月22日（月） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本 俊治	
（委員）	2番	庄治 郁夫	
	3番	吉井 幸弘	
	4番	二本松 義人	
	5番	吉村 修	
	6番	川東 弘之	
	7番	奥村 幸弘	
	8番	前田 豊	
	9番	大前 有三	
	10番	高田 孝	
	11番	光岡 大介	※途中より出席
	12番	松本 彌生	
	13番	木下 勝博	
	14番	茶谷 巖	

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第14号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第15号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【議案第16号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく承認申請の件

〈審議結果：承認〉

- 【報告第 24 号】 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第 25 号】 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第 26 号】 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第 27 号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後 2 時 3 0 分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は 13 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、9 番大前委員と 10 番高田委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第 14 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第 14 号について説明いたします。
【議案書朗読】
本申請地は市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。
申請農地は、住宅等が連たんしている区域に近接し、農地の規模がおおむね 10ha 未満の区域内にある農地であり「第 2 種農地」に該当します。よって、代替地の検討が必要になりますが、本件には代替地はないため、「立地基準」は満たすものと考えております。
また、「一般基準」につきましては、申請書類等を確認したところ、申請人の資力・信用に問題はなく、周辺農地への影響についても問題ないと判断されます。以上のことから、許可相当と考えております。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
二本松委員、お願いします。

二本松委員 議案第 14 号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、隣接農地への影響もなく、農地の転用については、特に問題ないと思われま

す。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、「許可」すべきとの意見書をつけて県知事に進達することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 14 号につきましては、「許可」すべきとの意見をつけて県知事に進達することとします。

(光岡委員 出席)

議長 続きまして、議案第 15 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請地において、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

吉村委員、お願いします。

吉村委員 議案第 15 号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 15 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 15 号につきましては、交付することとします。

続きまして、議案第 16 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく承認申請の件」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく承認申請の件」でございます。

【議案書朗読】

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律により、農地を所有していない者（NPO・企業等）が直接、農地所有者から都市農地を借り受け、農園を開設するものです。まず、農園開設者と土地所有者と市の三者による貸付協定が締結され、その後、農園開設者から農業委員会に対し、特定農地貸付けの協定書及び貸付規程が添付されて承認申請がされたものです。

農業委員会は、その申請が要件に該当すると認めるときは、申請を承認するものとします。本申請は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する法律第3条第3項各号の要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

前田委員、お願いします。

前田委員 議案第16号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。農園の開設については、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであり、特に問題ないと思われまます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 （意見なし）

議長 無ければ、議案第16号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく承認申請の件」につきましては、承認することとしてご異議ございませんか。

委員 （異議なし）

議長 ご異議がないようですので、議案第16号につきましては、承認することにします。

議案審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第24号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第24号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 （質問なし）

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第25号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 26 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 26 号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されており、適正なものとして事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 27 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 27 号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 3 時 10 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
